

第 17 回目は、国民年金法の免除に関する内容を解説していきます。

国民年金法において「免除」という項目は下記のように大きく 4 つあります。

大きな 4 つの柱を意識しながら学習を進めてください。

No.	条文	項目	内容
①	保険料免除期間	保険料免除期間 法 5 条 2 項	保険料 <u>免除</u> 期間の種類
②	法定免除・申請免除	法定免除、申請免除 法 89 条、90 条	保険料の <u>免除</u> に関する要件
③	老齢基礎年金の額	年金額への割合 法 27 条	年金額に反映する割合 (<u>免除</u> を受けた場合の年金額)
④	給付費の割合	給付費の割合 法 85 条	<u>免除</u> 期間に係る老齢基礎年金の給付費の 国庫負担の割合

①の保険料免除期間（法 5 条 2 項）から進めていきます。

老齢基礎年金は、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が **25 年以上**ある者が 65 歳に達した時にその者に支給します。

保険料免除期間（法 5 条 2 項）

「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間、保険料 4 分の 3 免除期間、保険料半額免除期間及び保険料 4 分の 1 免除期間を合算した期間をいう。

国民年金の保険料を自ら納める者は、自営業者や学生等の日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満の「第 1 号被保険者」のみで毎月 16,490 円を納付します。

（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）

期間	金額
平成 27 年 4 月～	16,380 円 × 0.952（保険料改定率） = 15,590 円
平成 28 年 4 月～	16,660 円 × 0.976（保険料改定率） = 16,260 円
平成 29 年 4 月～	16,900 円 × 0.976（保険料改定率） = 16,490 円

上記の保険料に関しては、拠出能力の有無にかかわらず、強制加入のため当然納付する必要があります。

ただし、一定の障害者や所得がない(少ない)場合等により、保険料の納付が困難な場合に、保険料を免除する制度が保険料免除制度ということになります。

②の法定免除・申請免除

つまり、福祉的な意味合いが強い制度です。

ただし、保険料を納付しない場合や一部しか納付しない場合には、当然老齢基礎年金は、満額支給されません。納めていない部分(免除部分)に関しては、国庫で賄う形になります。

③の老齢基礎年金の額

④の給付費の割合

いずれにしても、保険料の免除とは、毎月 16,490 円を自ら納める第 1 号被保険者に関する規定ということになります。

次に②の法定免除・申請免除に進みます。

免除に関しては、大きく法定免除と申請免除があります。

法定免除は、「法定」ということで、法律上の規定により免除を受けることができる制度。

一方の申請免除は、所得要件で判断され、要件に該当すれば申請することにより、免除を受けることができる制度になります。

それでは、次の②の「保険料の免除に関する要件（法定免除・申請免除）」の内容を確認します。

まずは、法 89 条の法定免除から進めていきます。

4分の3免除、半額免除、4分の1免除の適用を受けている者は含まれません。

【条文】法定免除

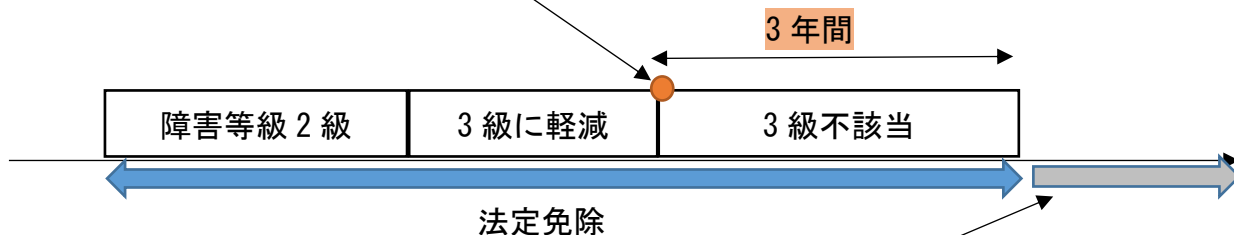
被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

障害等級 1 級又は 2 級

① 障害基礎年金又は厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものの受給権者

ただし、最後に厚生年金保険法に規定する障害等級（1 級、2 級、3 級）に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく **3 年**を経過した障害基礎年金等の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）は除く。

[ただし書きの解説]



1~3 級に該当しなくなってから **3 年**が経過したので、法定免除不該当

② 生活保護法による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。

③ 厚生労働省令で定める施設（国立ハンセン病療養所等、国立保養所）に入所しているとき。

法定免除の要件に該当したら法律上当然に免除されるので申請は不要です。

ただし、行政が確認する必要があります。

（原則）所定の事項を記載した届出を **14 日以内**に機構に提出する必要があります。

（例外）厚生労働大臣が法定免除事由に該当することを確認した時は、提出不要

▼過去問（H26年 3エ）

【問題】

第1号被保険者が法定免除の事由に該当するに至ったときは、14日以内に日本年金機構に、国民年金手帳を添えて、所定の事項を記載した届書を提出をしなければならない。ただし、法定免除の事由に該当することが確認されたときは、この限りではない。

合わせて、法定免除に該当した場合、いつからいつまで保険料の納付が免除されるのかを確認します。

▼過去問（H26年 8E）

【問題】

第1号被保険者（保険料の一部免除を受ける者を除く。）が、生活保護法による生活扶助を受けるに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の翌月からこれに該当しなくなる日の属する月の前月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

【解答】 誤り

[法定免除として保険料の納付が免除される期間]

【正解】

「該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間」

例えば、4月に生活保護法による生活扶助を受けるに至った場合
保険料の納付が免除される期間は、3月分からの保険料になります。

保険料の免除の期間

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
----	----	----	----	----	----	----

なぜ前月から免除されるかというと、国民年金の納付期限が翌月末日ということに関係しています。

3月分の保険料は、4月末日までの納付になるため、4月時点では3月分の保険料は未納ということになります。

3月分が支払われていないので、3月分より免除されることになります。

次に法 90 条の「申請免除」を確認します。

被保険者又は被保険者であった者

[法 90 条…申請免除]

【条文】

次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあった日以後、当該保険料に係る期間を保険料全額免除期間（追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれか下記の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。（下記の要件に該当することが要件）

- ① 当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得（1 月から 6 月までの月分の保険料については、前々年の所得）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- ② 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- ③ 地方税法に定める障害者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- ④ 地方税法に定める寡婦であつて、当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。
- ⑤ 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

上記に該当し申請することにより、保険料の免除が受けられる期間を厚生労働大臣が指定します。

保険料の免除が受けられる期間は、平成 26 年 4 月 1 日より、下記のように改正されています。

平成 26 年 4 月 1 日

改正前	改正後
直前の 7 月まで遡って申請可能	申請時点から 2 年間(2 年 1 カ月)まで遡って申請可能

申請が、年度単位で行われ、始期が 7 月、終期が 6 月のため

次に、法定免除及び申請免除の共通のキーワードとして「生活保護法」を確認します。

免除の種類	内容
法定免除	<u>生活保護法</u> による生活扶助 ⇒生活扶助
申請免除	<u>生活保護法</u> による生活扶助以外の扶助…7 種類 ⇒教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、介護扶助

日本国憲法第 25 条には

【条文】

- ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

これをベースにしたものが「生活保護法」

【生活保護法 条文（法 1 条…目的）】

この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

【横断】労働基準法 1 条（労働条件の原則）も日本国憲法 25 条がベース

法定免除・申請免除をまとめていきます。

特に、申請免除で、下記⑤の学生納付特例と⑥の納付猶予に関しては、「免除」のグループに入っていますが、保険料が免除されるのではなく、保険料の納付期日が猶予されるということで、整理して理解する必要があります。

【法定免除・申請免除】

法定免除	<p>①障害基礎年金又は厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものの受給権者</p> <p>②生活保護法による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき</p> <p>③厚生労働省令で定める施設に入所しているとき ⇒国立ハンセン病療養所、国立保養所等</p>
申請免除	<p>①全額免除</p> <p>②4分の3免除</p> <p>③半額免除</p> <p>④4分の1免除</p> <p>⑤学生納付特例</p> <p>⑥納付猶予</p>

⑤、⑥は、免除のグループに入れていますが、保険料を追納しない限り、年金の額には一切反映されません。そのために、特例、猶予という名称を使用しています。⑤、⑥は、保険料支払いの時期を猶予してもらっている制度です。

【免除・猶予・未納の相違】

	免除				猶予		未納
	全額免除	3/4 免除	半額免除	1/4 免除	学生納付 猶予	納付猶予	未納
受給資格 期間	算入される						未算入
年金額	免除期間 の 1/2	免除期間 の 5/8	免除期間 の 3/4	免除期間 の 7/8	反映しない		反映しない

追納しない限り年金額に反映されません。

年金額の反映割合については、次回解説を行います。

第 17 回目 (完)